

管内各市町の公民館数 (令和7年5月1日現在)

	公民館	
	中央公民館数	地区公民館数
管内合計	5	57
松山市	0	41
伊予市	1	6
東温市	1	1
久万高原町	1	4
松前町	1	3
砥部町	1	2

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(社会教育法第20条)